

**平成 31 年度「若者就職・定着応援事業（早期離職者等向け）」
業務委託に関する質疑・回答**

〔公募事業の業務内容に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	「個人事業主」もしくは「任意団体」でも応募は可能か。	個人事業主、任意団体ともに御応募いただくことは可能。 なお、募集要領 7 に定める応募書類の「オ 商業登記簿謄本及び定款」に代わるものとして、個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届の写しを、任意団体の場合は、団体の規約及び役員一覧、並びに直近の総会等の議事録の写しをそれぞれ提出いただくこととなる。
2	いわゆるニート状態にある若年者（学校中退および新卒就職していない）は対象にならないのか。	再チャレンジコーナーでのカウンセリングにおいて、必要と判断された場合は、対象とする。
3	求めるコミュニケーション力の習得が不十分な場合、基礎コースの再受講は認められるか。 また、実践コースに基礎コースの延長にあたる講座を設定してもよいか。	基礎コースの再受講については、再チャレンジコーナーでのカウンセリングにおいて、必要と判断された場合は、対象とする。 また、実践コースは、単独受講の内容のもののほか、基礎コースと連動し連続して受講することにより、事業効果が見込まれる内容のものを想定している。
4	委託業務従事者の職務範囲について、例えば「事業責任者」自身が講師をする場合、「従事する者の賃金」範囲内の職務か。	「事業責任者」自身が「講師」をする場合、事業責任者等の「従事する者」としての職務時間帯と重複して、講師謝金等を積算することは認められない。

〔事業対象経費に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	事業収入が発生とは、受講料や教材費などを徴収することを想定しているのか。	本事業では、事業実施に際して受託者が収入を得ることは想定していないが、仮に、事業収入があった場合は、その実績を報告いただくとともに、事業経費の支出額から相当額を控除することとなる。